

基労補発 0217 第 1 号

平成 23 年 2 月 17 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長

労災診療費請求チェックリストの送付について

平成 23 年度中の労災診療費審査点検業務の国への集約化に向けて、労災診療費の審査・支払業務について、より一層の効率化が必要不可欠となっている。

については、労災指定医療機関側の労災診療費請求書及び内訳書（以下「レセプト等」という。）の記載誤りを減らし、業務集約後に都道府県労働局（以下「労働局」という。）が労災診療費の審査・支払業務を円滑に進められるよう、労災指定医療機関向けのチェックリストを貴局に送付するので、下記のとおり適切に対応すること。

記

- 1 チェックリストの項目は、全国的なレセプト等の記載誤りの現状を踏まえて設定しているが、管内のレセプト等の記載誤りの傾向に応じて修正することも可能であること。
- 2 労働局は、本年度末までを目途に、労災指定医療機関に対してチェックリストの活用を依頼すること。
なお、労災指定医療機関へのチェックリストの送付に当たっては、労災診療費審査体制等充実強化対策事業の受託事業者に依頼するなど、関係機関と連携すること。
- 3 チェックリストの活用を依頼した後も、レセプト等の記載誤りが改善しない労災指定医療機関に対しては、毎年実施している集団指導等を利用して指導を行うこと。

労災診療費 請求チェックリスト

(迅速な支払にご協力をお願いします)

記載誤りの多い項目です。診療費請求書の提出前にご確認ください。

労働者災害補償保険診療費請求書 (帳票種別 34700)

	チェック欄
①指定病院等の番号 労災指定医療機関の指定番号を記入	<input type="checkbox"/>
③請求金額 別添内訳書(レセプト)の「⑬合計額」※の足し上げ額と一致 ※ 傷病(補償)年金のレセプトの場合は「⑩合計額」。	<input type="checkbox"/>
④内訳書添付枚数 別添内訳書(レセプト)※の総数と一致 ※ 続紙、療養(補償)給付請求書(様式5号又は16号の3)、指定病院等の変更届(様式6号又は16号の4)を除く	<input type="checkbox"/>
⑤請求年 別添内訳書(レセプト)のうち 記載している最新の療養期間の年 (診療年を記入 例:療養期間が平成22年12月1日～平成22年12月31日の場合は「22」と記入)	<input type="checkbox"/>
⑥請求月 別添内訳書(レセプト)のうち 記載している最新の療養期間の月 (診療月を記入 例:療養期間が平成22年12月1日～平成22年12月31日の場合は「12」と記入)	<input type="checkbox"/>

診療費請求内訳書(レセプト) (帳票種別 34702～34709)

	チェック欄
①新継再別 労災指定医療機関から転医された患者様の初診のコードは「1」ではなく「3」(転医始診)	<input type="checkbox"/>
④労働保険番号※ ¹ 患者様が所属する事業場の労働保険の番号(14桁※ ²)を全て記入 ※ ¹ 帳票種別 34702～703、34706～707 のレセプト ※ ² 枝番号がない場合は下3桁を000と記入	<input type="checkbox"/>
④年金証書の番号※ 患者様の傷病(補償)年金の証書番号(9桁)を全て記入 ※ 帳票種別 34704～705、34708～709 のレセプト(傷病(補償)年金のレセプト)	<input type="checkbox"/>
⑦傷病年月日※ 初診日ではなく「負傷」又は「発病」の年月日を記入 療養(補償)給付請求書(様式5号又は16号の3)、指定病院等の変更届(様式6号又は16号の4)の「負傷又は発病年月日」と同じ ※ 帳票種別 34702～703、34706～707 のレセプト	<input type="checkbox"/>
⑬合計額※ イ、ロの合計(入院用レセプトは、イ、ロ、ハの合計)と一致 ※ 傷病(補償)年金のレセプトの場合は「⑩合計額」。	<input type="checkbox"/>

(注) 丸数字は診療費請求書・内訳書の項目番号です。



〇〇労働局労働基準部労災補償課

